



## 測定随時受付中

ちくりん舎は、行政から独立して放射能汚染を監視・測定、情報発信する市民団体・個人の共同ラボです。

市民放射能監視センター

●共同ラボ & 事務所

〒190-0181

東京都西多摩郡日の出町  
大久野 7444

●電話 & FAX

042-519-9378

●電子メール

[lab.chikurin@gmail.com](mailto:lab.chikurin@gmail.com)

### 目次

- 中間貯蔵施設の今はどうなっているか …… 1
- バイオマス発電に名を借りた産廃焼却施設 …… 4
- 山場を迎える大崎市放射能ごみ焼却裁判 …… 6
- コラム 12年後の今も続く深刻な土壤汚染 …… 10
- 会員募集 …… 10

## 中間貯蔵施設の今はどうなっているか ～ 汚染土の再利用 = 放射能のばらまきを許さない ～

2022年末のあわただしい時期、環境省から新たな除去土壌（汚染土）「再利用」のための実証実験計画が明らかにされました。実施場所は、環境省環境調査研修所（埼玉県所沢市）、新宿御苑（東京都）、国立環境研究所（茨城県つくば市）の3か所です。この汚染土「再利用」の実証実験は既に、福島県飯舘村、南相馬市などで行われています。今回、初めて福島県外で計画されていることが明らかになりました。環境省は、これまでも環境大臣室に汚染土を用いた鉢植えを設置するなど、汚染土再利用のためのキャンペーンを進めています。「実証実験」とはいうものの、その狙いは明らかです。「再利用」による「安全・安心」を国民にスリコミ、福島県外各地の公共事業等で汚染土「再利用」を受け入れさせるためのキャンペーンに他なりません。環境省は「土壌は貴重な資源」「公共事業で使う」「工事関係者や周辺住民に影響はない」などと説明しますが、8000ベクレル/kgの土壌が福島原発事故前の状態になるのに300年程度かかります。気候危機による洪水、土砂崩れなどが頻発する昨今、このような長期間、安全性

が保たれる保障は全くありません。中間貯蔵施設を最終処分地として厳格に管理していくことが、現実的で合理的な方法だと考えます。

### <工事最終段階の中間貯蔵施設>

ちくりん舎では12月10日から11日にかけて福島へ調査ツアーに出かけました。今回のツアーの目的は下記のようなものです。

- (1) 中間貯蔵施設の現状の見学
  - (2) 伊達市梁川町のバイオマス発電所の現地調査と地元住民を対象にした学習会での講演
  - (3) 伊達市内の放射能汚染状況実態調査と土壌サンプリング
- 中間貯蔵施設の見学は「放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会」の和田央子さんに調整していただきました。



中間貯蔵施設とは大熊・双葉両町にまたがる広大な施設で、フクイチを取り囲むような形に位置しています。施設を運営しているJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の案内で構内に入り見学をしました。

中間貯蔵工事情報センターで10分程度の案内ビデオ視聴とブリーフィングのあと、JESCOのマイクロバスで構内を回りました。前回(2021年4月)は双葉町側を一周するコースでしたが、今回は大熊町側を一周するコースでした。

構内に入ってまず驚いたのは、既にほとんどの汚染土の搬入と処理が終了していたことです。処理のために建設した受け入れフレコンバック解体施設、土壌分級施設、可燃物焼却炉、1.5kmにもおよぶ長大なコンベアラインのほとんどが解体、撤去されていました。汚染土壌の埋め立て工事もほぼ終了した状態です。

JESCOの説明では工事に必要な道路や施設



汚染土埋立場所（緑のシートは雨よけ）この上に覆土をする



見学用展望台での線量 1.18  $\mu$  Sv/h

周辺は除染してあるが、未契約の土地（中間貯蔵施設として使えない）、工事に不要な土地などは全く除染していないとのこと。道路脇の森林などは20～30  $\mu$  Sv/h程度はあるのではないかとのことでした。

### < 30年後までに「県外最終処分」は現実的で合理的な決定か >

大熊、双葉両町にまたがる広大なエリアのうち約7%が未契約状態のため、そこは飛び地のような形で手を付けていません。残りの93%のうち、約10%が賃貸契約、90%は国が買い取りとのこと。仮に30年後に汚染土を県外に全て移動させることができたとしても、施設の跡地は広大な国有地（国が買い取った部分）となり、その中に個人所有地が点在した形となります。水道、電気など生活インフラもなく、高濃度に汚染されたままの森林などが随所にある中で、点在する個人所有地で普通の生活や個人的な有効活用ができるとは考えられません。

環境省は「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する」とした日本環境安全事業株式会社（JESCO）法により、「減容化」「再利用」「土壌は重要な資源」として県外各地での処分に必死になっています。最近発表された所沢市や新宿御苑などでの「再利用」実証試験はそのための地ならし、キャンペーンにすぎません。たとえ受け入れるところがあっても、膨大な量の汚染土壌を再びほじくり返し、受け入れ現地まで輸送するためには莫大な費用が掛かり、さらに輸送中の事故による汚染土拡散などのリスクも生じます。

法を改正して、中間貯蔵施設を最終処分場とすべきことが、今となっては最も現実的で現実的な選択ではないでしょうか。

## 中間貯蔵施設を見学して

12月10日福島第一原発の周辺にある「中間貯蔵施設」の見学に行ってきました。荒れ果てた土地や放置された建物を目の当たりにし、自然と涙がこぼれてしまいました。

中間貯蔵施設はおよそ16km<sup>2</sup>あり、福島第一原発の周りを取り囲むような形で、その土地は国が買い取りや借り上げをし、わずかですが個人所有のままになっている土地もあるそうです。

以前から疑問に思っていたことがあり、この機会にいろいろ答えていただけるのだろうと、とても期待をしていました。しかし、案内をしてくれた施設の方は、こちらが質問をすると「土地を提供して

くださった方の気持ちを考えて」とどんなことを答える時も必ず最初にその言葉をつけ、自らの意見を言うことはありませんでした。

「放射性物質の移動はよくないのではないか?」「30年たったら、安全に住めるようになるのか?」どんな問いかけをしても、「土地を提供してくださった方の気持ちを考えて、どうするのが良いか解決策はまだありません。ただ、30年後には移動する約束ですから。」とのことでした。国が、地権者とどういった交渉をしたのか私は知りませんが、政府はもとの地権者や私たちのような民間人の都合の良い発言だけを取り上げ、30年以内に放射性廃棄物を他の都道府県に移動させて、放射能汚染される地域を増やす言い訳を集めているようにしか見えなかったです。

本当に先祖代々続く土地を手放すしかなかった人たちの気持ちを考えたら、あの事故をなかったことにするのではなく、教訓として生かし、今すぐ原発を止めることを考えるのが一番なのではと思いました。(ちくりん舎理事 武熊明子)

中間貯蔵施設は、福島県内の除染で発生した土壌や廃棄物を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に貯蔵するための施設です。

# 中間貯蔵施設 見学会

参加無料

開催を広く知っていただくため、定期的に見学会を開催しています。

2022 大熊コース  
11/11-12/9

2023  
1/13-2/10-3/3

2022 双葉コース  
11/26-12/17

2023  
1/28-2/25-3/25

申込先  
福島県 環境部  
〒960-8501 福島県福島市大町1-1-1  
TEL 0240-25-8377 FAX 0240-25-8378

環境省 福島地方環境事務所 R60

## バイオマス発電に名を借りた産廃焼却施設

～ 伊達市梁川町で学習会 ～

### ＜伊達市梁川町のバイオマス発電の現地視察＞

ツアー 2 日目午前は、福島県伊達市梁川町に建設中のバイオマス発電の現地視察を行い、午後から木質バイオマス発電についての学習会で講師としてお話しをしました。梁川町バイオマス発電は群馬県の産廃業者の株式会社ログが進めている事業です。梁川町の工業団地の一画にあり、すでに建設は進んでいます。発電所の事業所名は「ふくしまバイオパワー」となっています。



伊達市梁川町のバイオマス発電工事現場



発注者は株式会社ログとなっているが、事業所名は福島バイオパワーとなっている

現場は工業団地ですが、すぐ近くには民家があり住宅地が広がっています。この問題を察知した伊達市議会議員の勉強会でレクチャーをし

たのが 2020 年 10 月です。株式会社ログによる市幹部や市議会議員への説明会では、建築廃材 6 割、廃プラ 4 割を燃料とするとの説明をしました。事情を知った梁川地域の住民は「梁川市民のくらしと命を守る会」を結成し、誘致反対の署名を 9000 筆集めて市議会に「産業廃棄物中間処理場およびバイオマス発電施設建設反対決議と意見書提出を求める請願書」を提出。それを受け市議会は昨年、全員一致で反対決議を上げました。

須田博行伊達市長は「建設については法令上、市が関与できないが、引き続き住民から要望があれば説明を求めている」として事実上容認の立場です。学習会には 70 人以上の住民が参加し、熱のこもった集まりになりました。



学習会の様子

### ＜「バイオマス発電」は隠れ蓑。実際は産廃処分のためのごみ焼却炉＞

今回の学習会の事前準備をする中で疑問だったのは「木質バイオマス発電」として FIT 認定を受けた事業が、どうして「建築廃材 6 割、廃プラ 4 割」などと堂々と説明できるのか、という疑問でした。そして分かったことは、「バイ

オマス発電」は隠れ蓑で実際は産廃焼却炉であり、それを「木質バイオマス発電」として住民をだまして受け入れさせるような仕組みになっている、ということです。

FIT（再生エネルギー固定価格買取制度）では木質バイオマス発電について「建築廃材、一般廃棄物」も燃料として対象に含めています。ここでいう一般廃棄物とはどのようなものでしょうか。経産省による FIT の説明では、一般廃棄物として「剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液」を例示して説明しています。廃プラなどの産廃ごみは明示されていません。

ところが、環境省が発行している「廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT）ガイドブック」という資料があり、この資料の Q2-8「バイオマス発電における一般廃棄物発電設備においては、バイオマス比率を毎月 1 回算定することとあるが、具体的には何をどうやって測定すれば良いか？」という設問に対して、「廃棄物中の紙類、厨芥類、草木類（木、竹、わら類）、布類、プラスチック類（ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類）の熱量ベースでのバイオマス比率を算定して、報告すること」と説明しています。

さすがに、FIT 制度ではプラスチック、合成樹脂等はバイオマスの算定には入っていないようですが、業者からの「月 1 回の報告」だけです。現場でいかげんな数字を出してもチェックしようがありません。

それよりも何よりもこうした Q & A があること自体が、産廃焼却への反対の声を抑えるために、産廃施設を木質バイオマス発電施設に見せかける仕組みが国によって作られている、というようになるのではないでしょうか。産廃業者は逆有償（産廃業者が廃棄物を引き取る時に有償で引き取ること）で廃プラなどを引き取ります。それを燃料として発電すればそこでまた利益を上

げることができます。間伐材などを燃料とする本来のバイオマス発電は燃料を有償で買取って発電するため、発電効率を上げるための設備の管理などが重要になります。しかし逆有償の場合には発電による利益はいわばオマケのようなものです。発電効率や設備管理は必然的におざなりになるでしょう。排ガス中のセシウム濃度や煤塵濃度、ダイオキシン濃度などは管理基準がそもそも甘く、環境影響を如何に下げかということとはコストアップ要因になるので必然的に手を抜き、「検査で引っ掛からなければ良い」ということになります。

地元の住民はこんな設備を許してはいけない、ということで、産廃問題に詳しい坂本博之弁護士とオンラインでつなぎ、今後の進め方について協議をしました。

※当日のちくりん舎青木の講演資料、くらしと命を守る会の資料はこちらからダウンロードできます。」 <http://chikurin.org/wp/?p=6543>



翌日の放射線量測定の様子（10 頁コラムを参照）

## 山場を迎える大崎市放射能ごみ焼却裁判

12月26日に仙台地裁にて大崎市放射能ごみ焼却住民訴訟18回口頭弁論期日が開かれました。ちくりん舎は、排ガスに含まれるセシウム微小粉じん漏れの調査や、その吸入に起因する周辺住民の内部被ばく実態を尿検査で明かにするなど、原告団を支援してきました（ちくりん舎ニュース第28号参照）。

今回は原告4名の証人尋問が行われました。法廷は1問1答形式で原告団弁護士と証人がやり取りをする形で、原告の主張の正当性や、放射能ごみ焼却による生活環境の変化、裁判に至った思いなどがダイレクトに伝わってくる説得力のあるものでした。一方で被告側弁護士は証人尋問をせず、論争しない姿勢を顕わにしました。

阿部忠悦団長の尋問では、玉造クリーンセンター開設時の事務組合と地元自治会との申し合わせ事項についての答弁が行われ、ダイオキシン問題などでは自治会の要求を受け入れた実績があるにもかかわらず、今回は「環境省が安全と言っている」というのみで住民の不安に全く答えようとしぬ実態が明らかにされました。大崎市議の小沢和悦さんは、「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」を示しながら、大崎市はこれまで市政の透明性のプロセスを大事にしているにもかかわらず、今回は全くそれに反していることを証言しました。佐々木孝さんは、原発事故による汚染で生きがいの山菜採りという趣味が奪われ、試験焼却で将来の山菜採りの希望も失われたことを証言しまし

た。芳川良一さんも、2010年に自然豊かな暮らしをしないと東京から故郷に戻ってきたにもかかわらず、原発事故のみならず汚染廃棄物焼却で平穏な生活の権利が奪われたこと、住民目線で裁判を行って欲しいとの証言をしました。証人尋問後、裁判長は証人のやりとりなど全く聞いていなかったかのように、事務的に原告団弁護士の求める、ちくりん舎の青木一政氏、北海道ガンセンターの西尾正道医師の専門家尋問は「不要と考える」と発言。これに対し、原告団弁護士が次々に専門家の意見聴取の必要性などを述べ、次回結審を阻止しました。原告弁護団は今後も専門家尋問を諦めずに求め、新たな攻め方を検討する計画です。次回口頭弁論は3月8日11時からと決まりました。



報告集会の様子

---

【阿部忠悦原告団長の陳述書】

陳述書

令和 4 年 1 0 月 5 日

住所（個人情報保護のため削除）

阿 部 忠 悦 ㊟

1 私は本訴訟で原告団長を務めています。この陳述書では、本訴訟でも争点となっている、申し合わせについて、及び平穩生活権侵害の実態について述べます。

2 私は、大崎西部玉造クリーンセンター設置の上宮行政区内の町内会（上宮協栄会）の会長を10年間務めています。協栄会に含まれるのは、玉造クリーンセンターを含んだ約70戸の住民であり、同センターの周辺1km四方くらいの地域となります。私の自宅も、同センターから約600メートルくらいに位置しています。

本訴訟では、西部玉造クリーンセンターで行われた試験焼却が、申し合わせ違反となるかが争点となっています。

この申し合わせは、玉造クリーンセンターが建設された平成元年9月30日に、協栄会が被告組合の前身であった統合前の玉造環境衛生事務組合との間で締結した申し合わせを踏襲したものです。この前身たる申し合わせが締結された際、私は、協栄会の一役員の立場でした。この前身たる申し合わせの案文を作る際には、玉造クリーンセンターでの焼却によって、その周囲の環境が破壊されないように、また、私たち住民の健康が害されない

ようにという思いで、それを担保できるような条項を考えました。そして、協栄会から被告組合に申し合わせの案文を提案し、そのまま「申し合わせ」が締結されました。たしかに、当時は、原子力発電所事故による放射能汚染廃棄物を焼却するような事態になるとは思っていませんでした。しかし、焼却によるダイオキシン発生が問題になった際もそうでしたが、私たち住民は科学的知識を持ち合わせていないので、事前にどのような有害物質が放出されるかをいちいち想定などできません。申し合わせを作成する際には、特定の有害物質に限定するつもりはなく、私たち周囲の環境や健康被害に結びつくようなすべての物質を放出しないようにという思いで申し合わせを締結したのです。

その後、被告組合側も、この申し合わせに基づき、住民の安全と環境を守ってきました。特に、平成14年に、大崎西部の加美郡内のゴミを玉造クリーンセンターで焼却するという計画が持ち上がった際には、協栄会は環境の悪化を懸念し、申し合わせ第4項に基づき、加美郡内のゴミを玉造クリーンセンターで焼却する計画に同意できないことを協栄会で決議し、被告組合に通知しました。被告組合は、この申入れを考慮し、同計画は中止となったのです。このように、今回の試験焼却の話が持ち上がるまでは、被告組合も申し合わせを忠実に守ってきました。

しかし、被告組合は、今回の試験焼却の際には、この申し合わせを守ろうとはしませんでした。たしかに、被告組合は、試験焼却の実施に際して、何度か協栄会の住民、及びより広域の住民をも対象にした説明会を何度か

---

開催したようです。私は、その中で、協栄会住民を対象にした説明会、及び、協栄会より広域の池月地区住民を対象にした説明会に出席しました。

2つの説明会では、いずれも、住民側からは反対意見しかでませんでした。それに対して、被告組合側は、反対意見から出た健康被害のおそれ等の不安の声に対し、その不安を解消するような詳しい説明などは全くありませんでした。被告組合側担当者は、焼却施設にはバグフィルターが設置してあり、放射能汚染廃棄物を99.9%カットできる、今回の放射能汚染廃棄物の焼却は国が定めた特措法を守って行っているというような抽象的な説明をするだけで、何か科学的な根拠、実証データを示す等もありませんでした。同時に、私たち住民は、この試験焼却実施の話が持ち上がってから、放射能汚染廃棄物の焼却が本当に安全なのか疑問を持ったことから、頻繁に専門家に講師をお願いしての学習会をしたり、勉強会をする等のしていき（ママ）、試験焼却によって環境や住民の健康への悪影響をより懸念するようになっていきました。

しかしその後も、被告組合は玉造クリーンセンターにおいて試験焼却をするという方針を変えず、いよいよ試験焼却が間もなく開始されようとなりました。そこで、私たち住民は、仙台にいる弁護士に相談に行き、住民監査請求をしました。この住民監査請求はあえなく却下となってしまったことから、やむなく、本訴訟を提起することになったのです。また同時に、試験焼却は既に始まろうとしていたことから、急いでこれを止めるために、試験焼却の差し止めを求める仮処分申立をも行っ

たのです。しかし、仮処分手続では、試験焼却をとめることができず、試験焼却は終了し、さらには、現在は約7年間も続く本焼却が続いているのです。

3 大崎地域は、世界農業遺産に指定されるなど、自然環境に恵まれた農村地域です。現在、一部の地域では、現在でも山菜や川魚の採取は禁止され、土壌の汚染濃度が高く、このまま焼却が7年以上も焼却が継続されると、さらに自然環境が悪化し、放射能汚染物が微量でも体内被曝による健康被害の心配しながら、更に、子ども孫が、実家に来るのが少なくなり地域はお年寄りだけの地域になるのでは・・・と、不安な毎日です。私自身も、福島原発事故前は、毎年5月の連休の時期に、ワラビを採りに山に行っていたのですが、そのようなこともできなくなりました。また、私には、気仙沼市に住む娘がおり、孫を連れて年に3、4回は遊びに来ていたのですが、試験焼却及び本焼却が進むにつれて、とくに孫の健康被害をおそれ、年に1回来るか来ないかという状態になってしまいました。孫が私の自宅に来た際には、自然豊かな地域であることから、外で遊んだりして楽しんでいたのですが、それも以前のようなはできなくなっていました。

また、協栄会では、本住民訴訟のことを報告するニュースを発行し、それを協栄会内の住民の自宅に配布して回っているのですが、多くの住民から、地元で取れる食べ物は安全なのか、居住していて健康被害はないのかといった質問をされることが多々あり、住民が試験焼却で健康被害をおそれていたことが分かります。

---

また、本訴訟の証拠として提出されている尿検査は、私たち協栄会の住民のものも含まれており、その結果、試験焼却により健康に影響があることが分かりショックを受けています。この尿検査は、原告となっている人以外にも、私から協力の依頼をしたのですが、みな素直に協力してくれました。これは、私たち原告以外にも、試験焼却や本焼却に大きな関心を抱き、不安に感じているからだと思います。

4 以上述べたとおり、被告組合による試験焼却は申し合わせ違反です。また、同試験焼却及び本焼却は、私たち住民の健康被害のおそれを抱かせるもので、安心して生活することなどできません。

大崎市と大崎地域広域行政組合は、住民に健康不安を強いる「焼却」を直ちに中止し、「隔離保管」など別の処理方法に変更すべきです。

貴仙台地方裁判所は、大崎市など地方公共団体が、「住民の福祉の増進」という本来の使命に立ち、市民が安心して生活できるよう、市民との約束を守り、放射能汚染物を拡散させる「焼却」処理でなく、安全な別の処理方法を求める英断を下さるよう強く訴えるものです。

以 上



## ◆コラム◆ 12年後の今も続く深刻な土壤汚染

伊達市での学習会の翌日、短時間ですが伊達市小国、霊山地区の線量測定と土壤サンプリングを行いました。下記はその一部です。参考に2013年6月当時のデータを下段かっこ内に付けました。2013年と比べれば空間線量率は大分下がりました。富成幼稚園裏手は山肌を大きく削った跡があり、線量低減のための除染の跡がうかがえます。それでも、原発事故前(0.04  $\mu$  Sv/h程度と推定)と比較すれば2～5倍程度です。富成幼

稚園裏山を除けば、表面汚染密度では国内の法律で定められている放射線管理区域の基準(平米あたり4万Bq)をはるかに超えているところが散見されます。紅屋峠は桜の名所だそうです。どこも子どもたちが遊びまわることが予想されるような場所でこんな実態を放置しておくのは問題と考えます。伊達市当局には土壤汚染実態を徹底して調査し、しかるべき措置を取ることを求めます。

場所	空間線量率 地上 1m $\mu$ Sv/h	空間線量率 地上 1cm $\mu$ Sv/h	土壤汚染濃度 セシウム 134.137 合計 (Bq/kg)	土壤汚染密度 セシウム 134.137 合計 (Bq/m <sup>2</sup> )
伊達市小国地区交流館裏	0.214 (1.22)	0.274 (1.26)	6,340 (11,200)	222,000
伊達市小国小学校付近土手	0.122 (0.78)	0.124 (1.25)	670 (89,000)	32,000
伊達市富成幼稚園裏	0.072 (0.53)	0.078 (1.42)	40.4 (94,400)	1,840
伊達市紅屋峠千本桜森林公園東屋	0.204 (1.06)	0.300 (1.13)	10,500 (20,100)	362,000

※下段かっこ内は2013年6月の調査時の値

ベラルーシにおける土壤汚染密度と推定被ばく線量、規制の関係(出典:「チェルノブイリ被害の全貌」岩波書店)

土壤汚染密度	1,480,000以上	555,000~1,480,000	185,000~555,000	37,000~185,000
規制	居住禁止区域	移住必要区域	移住権利区域	定期的放射能管理ゾーン
年間推定被ばく線量	5mSv以上	5mSvを超える可能性	1mSvを超える可能性	1mSV以下

## ちくりん舎 会員募集中

ちくりん舎では会員・賛助会員を募集しています。メールまたは電話、FAXでお問合わせ下さい。

### ●正会員

団体会員 / 年会費 1口 10,000円(何口でも)  
個人会員 / 年会費 3,000円

ちくりん舎の運営に関わり、ちくりん舎を支えていただく団体、個人です。

### ●賛助会員

年会費 1口 1,000円(何口でも)

ちくりん舎の趣旨に賛同して支えていただく方々です。ちくりん舎のニュースレター、イベント案内等の情報が受け取れます。

★カンパも随時受け付けています。

### <市民放射能監視センター口座>

#### ●ゆうちょ銀行

振込口座 : 00150-5-418213

加入者名 : 市民放射能監視センター

シミンホウシャノウカンシセンター

#### ●他行からの振込の場合

店名 ○一九(ゼロイチキューウ店)

預金種目 : 当座

口座番号 : 0418213

Web サイトにてお待ちしております。

<http://chikurin.org/>

